

第2回川口市緑化対策委員会 2審議事項について

令和2年2月6日

都市計画部みどり課

①保存樹木の指定について

保存樹木の指定申請 (1件)

②保存樹木等維持管理経費補助制度について

補助要綱等の検討案について



①保存樹木の指定について

条例、規則について

緑のまちづくり推進条例（抜粋）

（保全すべき緑地等の指定）

第5条 市長は、緑の保全のため必要があると認めるときは、緑地（樹林地、草地、水辺地又はその状況がこれらに類する土地で、良好な自然的環境を形成しているものをいう。以下同じ。）、樹木又は優良田園住宅その他これに類する住宅として規則で定めるものの敷地のうち緑化をされた部分（以下「緑化部分」という。）を当該緑地、樹木又は緑化部分の所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）の同意を得て、規則で定める基準により保全すべき緑地（以下「保全緑地」という。）、保存すべき樹木（以下「保存樹木」という。）又は保全すべき緑化部分（以下「保全緑化部分」という。）に指定することができる。

（指定の変更及び解除）

第9条 市長は、所有者等からの求めがあったとき、保全緑地等の現状に変更があったとき、又は公益上の理由その他特別な理由があると認めるときは、その指定の内容を変更し、又は指定を解除することができる。

*指定基準 川口市緑のまちづくり推進条例施行規則第8条

- （1）保全緑地については、適正な管理がなされていて、かつ、緑地面積がおおむね500平方メートルであること。
- （2）保存樹木については、次のいずれかに該当し、健全で、かつ、適正な管理がなされていること。
 - ア 1.5メートルの高さにおける幹の周囲がおおむね1.2メートル以上である樹木
 - イ 高さがおおむね12メートル以上である樹木
 - ウ 高さか2.5メートル以上である株立ちした樹木
 - エ 枝葉の面積がおおむね25平方メートル以上であるはん登性樹木
 - オ 高さか1メートル以上であり、かつ、延長がおおむね30メートル以上である生け垣で良好な管理がなされているもの
 - カ 歴史的又は文化的価値が認められるもの
 - キ 希少性が認められる樹種であるもの

① 保存樹木の新規指定申請について

| 番号 | 樹種 | 樹高(m) | 樹幹(m) | 指定基準 | 所在地 | |
|----|------|-------|-------|------|---------------|-----------------------------|
| 1 | シラカシ | 10.0 | 1.7 | ア | 川口市三ツ和2-25-14 | ・年に1回程度、樹木の剪定を行い、適正に管理されている |
| 2 | シラカシ | 10.5 | 1.8 | ア | 川口市三ツ和2-25-14 | |

鳩ヶ谷庁舎

